



「徳島県消費者基本条例施行規則（正式名称：徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例施行規則）」の改正案について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県は、消費者被害防止の取組を強化するため、本年9月県議会において徳島県消費者基本条例の一部改正を行ったところであります。

県では、平成22年2月1日から施行されるこの改正条例の施行に必要な事項を定める規則を制定することとしています。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい規則にしたいと考えます。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

募集は終了しました。ご意見ありがとうございました。

1 ご意見の提出期限

平成22年1月4日（月）までをお願いします。

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。（様式は自由です）

郵送の場合

〒770-8570（住所記入不要）徳島県 県民くらし安全局

ファクシミリの場合

FAX：088-621-2759 徳島県 県民くらし安全局

電子メールの場合

アドレス：kenminkurashianzenkyoku@pref.tokushima.lg.jp

3 お問い合わせ先

徳島県 危機管理部 県民くらし安全局 消費生活担当

☎ 088-621-2175



Q 1 なぜ、規則を改正することにしたのですか？

近年、新たな手口による悪質商法など、消費者の安全・安心を揺るがす事案が相次いでおり、迅速かつ厳正な対応が求められていることから、県といたしましては、消費者がトラブルにまきこまれる事態に対処し、消費者の安全で安心な生活に資するため、消費者基本条例の改正を行ったところです。

今回、上記条例の施行のために必要な事項について、規則で定めることにより、条例の実効性を高めることとするものです。



Q 2 どんな意見を出せばいいのですか？

県民の皆さんが、消費者の安全で安心な生活の観点から、今回改正された消費者基本条例を適用するために個別的事項を定めた規則改正案の内容について、契約における重要な事項、訴訟資金の貸付けなどに関する具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

規則改正案の概要については、こちらをご覧ください。

(規則改正案の概要.pdf)

規則改正案の新旧対照表については、こちらをご覧ください。

(規則改正案の新旧対照表.pdf)

ご意見をお寄せいただくに当たって様式は自由ですが、氏名、住所、電話番号を記入してください。意見提出用紙を用意しましたので、ご利用ください。

(意見提出用紙.pdf)



Q 3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、十分検討させていただき、可能なものについては規則に反映します。また、ご意見は取りまとめて公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんので、ご了承ください。